

新潟県最低賃金が変わります

令和6年10月1日から

時間額

985円

前年比

54円
UP



最低賃金制度マスコット
チェックマン

会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と雇う人のためのルールです。

各種商品小売業特定最低賃金額（時間額932円）について、今回の改正に伴い、**新潟県最低賃金額を下回ったため、令和6年10月1日からは新潟県最低賃金が適用**となります。

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

1 時間給の場合

時間給	≥	最低賃金額（時間額）
円		円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≥	最低賃金額（時間額）
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≥	最低賃金額（時間額）
円		時間		円		円

4 上記 1, 2, 3 が
組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精進手当、通勤手当および家族手当

（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

WEBで
確認！

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金に関する
お問い合わせは
新潟労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成



新潟労働局・労働基準監督署・ハローワーク

（R6.8新潟最賃独自パンフ）

最低賃金引上げの支援策

～ 最低賃金改定前の申請をご検討ください～

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

賃上げ＋設備投資

- ・ 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・ 中小企業が利用できる
- ・ 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・ 設備投資等は、交付決定を受けた後

業務改善助成金

検索



キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上5%未満 増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

1人当たりの助成額（大企業の場合は2/3）

1事業所あたりの上限は100人分

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ

- ・ 賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・ 中小企業と大企業が利用できる
- ・ 助成額は、1人当たり定額
- ・ 最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

キャリアアップ助成金

検索



このリーフレットについて、詳しくは新潟労働局賃金室（025-288-3504）もしくは最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。